

費用・手数料のご案内

示談あっせん開始時、申立1件につき、

申立手数料 **20,000円**
(申立人負担)

※相手方が手続に参加しなかった場合は、
15,000円を返金致します。

示談成立時、解決額に応じて下記のとおり

※原則として当事者双方で半額ずつ負担

解決額	手数料
100万円以下の場合	8%
100万円を超え 200万円以下の場合	5%+30,000円
200万円を超え 500万円以下の場合	3%+70,000円
500万円を超え 5,000万円以下の場合	2%+120,000円

具体例

金銭の貸借でトラブル。

相手方が120万円支払うという内容で解決した。
この場合の申立人の負担額は以下のとおり

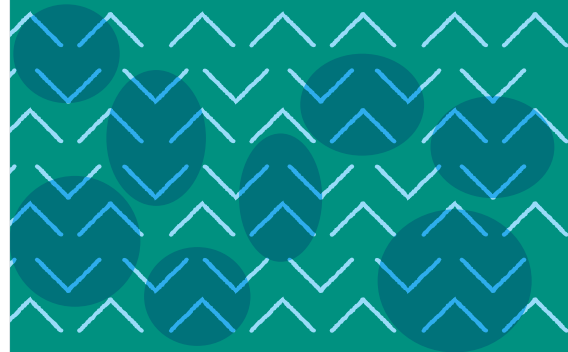
申し込み手数料 20,000円

成立手数料 $(120万 \times 5\% + 30,000) \div 2 = 45,000円$

※解決額の半分は相手方が負担

合計 65,000円

※金額は全て税別です。



岩手県弁護士会 紛争解決センター

TEL/019-651-5095

受付時間/月曜日-金曜日 10:00~16:00

〒020-0022

盛岡市大通一丁目2番1号

岩手県産業会館本館(サンビル)2階

(岩手弁護士会内)



弁護士による

トラブル 解決

岩手県弁護士会 紛争解決センター

示談あっせんセンターとは？

民事上の紛争について、弁護士が示談あっせん員となって当事者の意見を聞き、簡易・迅速・安価な費用で、話し合いによる柔軟な解決を支援する組織です。

誰が利用できるの？

個人法人問わず、誰でも利用することができます。

どんな事件で利用できるの？

- ・金銭の貸借
- ・離婚、内縁のトラブル
- ・請負代金の請求
- ・相続関係の調整
- ・借家に関するトラブル
- ・解雇などの労使間紛争 など

手続きにかかる期間は？

原則として、3回程度の期日で、1回目期日から3ヶ月以内の解決を目指します。

秘密は厳守される？

公開の法廷で行われる裁判とは異なり、示談あっせん手続では非公開で行われます。秘密は厳守されます。

調停との違いは？

示談あっせん手続では、裁判所の調停とは異なり、必ず弁護士が仲介役を務めます。常日頃から多様な立場で事件に関わる弁護士だからこそ当事者の立場に寄り添った解決案を提案することができるのです。

紛争トラブル

示談あっせん 手続きの流れ

示談あっせんの申立

紛争解決センターに示談あっせんの申立書を提示してください。申立書の書き方がわからない場合は弁護士による法律相談を受けられることをおすすめします。

示談あっせん員の選任

センターが弁護士を示談あっせん員に選任します。

相手方の意思確認

あっせん審理 〈1回目〉〈2回目〉〈3回目〉

3回程度の期日、3か月以内で解決できるよう努力します。示談あっせん員が紛争の解決に向けて話し合いをリードします。

相手方が拒否した場合はあっせん不開始となります。

双方が納得

示談成立

示談が成立した場合は示談書を作成します。

示談不成立

お互いが合意に至る見込みがない場合は終了します。